

答 申 素 案 (案)

はじめに

近年、草津市では、人口、世帯数とも、一時の大幅な伸びはなく、増加は緩やかなものとなっており、ごみの排出量も横ばい傾向にある。しかしながら、平成20年度に入り、特に南部地域を中心に住宅開発や商業開発が活発に行われ始め、今後再びごみの増加が始まることが予想されるところである。

現在、草津市では、ごみを10種類に分別し排出することとされているが、今日までの人口増加や市民の生活様式の変化にあわせて、ごみの排出量増加と多様化が進み、その結果、現行のごみ分別は、処理の仕組みや能力からみて多くの課題を抱えることとなり、さらにごみのリサイクル率を高めていくためにも、ごみの分別方法の見直しが必要となってきた。

また、年々増加を続けるごみの処理費は、徐々に市の財政を圧迫しており、特にごみの最終処分を県外に依存している現在、ごみの減量化は、環境、財政の両面から喫緊の課題となってきた。

このような背景の中、平成18年6月23日付け草ク発第708号で草津市長から本審議会に以下の2点について調査検討するよう諮問があった。

- (1) ごみの分別方法の見直しについて
- (2) ごみ処理費の住民負担のあり方について

諮問に対し、本審議会では〇〇回の審議会を開催し、「ごみの分別方法の見直し」については、市内から出るごみを市のごみ処理施設における処理体系に応じたものとし、名称を市民に分かりやすく、そして今以上にごみの減量化・資源化が図れるよう分別区分を見直した。

また、「ごみ処理費の住民負担のあり方」については、市民のごみの減量やリサイクルについての意識を高めるとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を確保する観点から慎重に審議、検討を行い、以下のとおり見直すことが望ましいとの結論に達したので、ここに答申するものである。

I 草津市のごみ状況と課題

本市の人口は、平成7年度の100,918人であったものが平成17年度には115,441人と、10年間で14,523人、年間平均1,452人の伸びを示しているが、このうち平成13年度から平成17年度までの最近4年間については、112,686人から115,441人と2,755人、年間平均276人の伸びで、近年増加の面では、やや落ち着きをみせてきている。

一方、ごみの排出量については、家庭系、事業系をあわせて平成7年度の29,386トが平成17年度では39,378トと、10年後には34.00%増の数字を示しているが、平成13年度以降の4年間は、平成16年度の40,425トのピークを含め年間4万ト前後で推移している。

増えてきたごみの排出量が近年は横ばい状態になってきた理由としては、国が掲げるごみの3R（ごみのReduce＝発生抑制、Reuse＝再使用、Recycle＝再生利用）の精神が市民に浸透してきたことや拡大生産者責任による事業者のごみ減量への取り組みの成果が考えられる。

今後もこれらの取り組みが継続され、かつ市の人口の伸びも現在のように緩やかなものであれば、ごみの排出量も大きな伸びは見込めない。わずかな増加の要因として、家庭系では最近の生活様式を反映してペットボトルとプラスチックごみの増加が、また、事業系では量販店や飲食店等の進出による普通ごみ、プラスチックごみの増加がそれぞれ若干見込まれるが、このような予測のもとでも現在の施策を継続している限り、ごみの資源化率や埋立減量は、国や県が掲げる目標数値には達しないものと予想される。

（国・県の排出抑制、資源化率、埋立減量等については、第2回審議会資料「表3 国・県の排出抑制の目標及び資源化・埋立減量の目標」「表4 本市のごみ排出量・資源化量・埋立処分量推移結果」参照）

しかしながら、平成20年度に入り、南草津駅西側の野路西部区画整理区域内で高層住宅の建築が相次いでいることや、市内西部の大津市に隣接する地域で大型商業施設がオープンするなど、大規模開発が活発に動き始めている状況から、平成21年度から急激にごみの排出量が増えることが懸念され、今後は、より有効なごみの排出抑制施策と一層の資源化への取り組み、さらにはごみ処理施設の効率的な運営が必要になってくるといえる。

II ごみの分別方法の見直しについて

1. ごみ分別における問題点

現在のごみの分別を、収集処理体系およびクリーンセンターの施設稼働上の面から検討したところ、以下の問題点があげられる。

《ごみの収集処理体系から》

- ・ 名称に「普通ごみ類」「小型破碎ごみ類」のような抽象的なものがあることや、「不燃物類」にゴムホースや長靴などの可燃ごみが含まれるなど名称と内容が一致していないものがあり、分別が分かりづらい。
- ・ 資源化が可能な新聞紙、広告、雑誌等の古紙類で、ごみ袋に入れずにまとめて集積所に出されているものについても焼却処理されており、資源循環型社会に適さない処理となっている。
- ・ プラスチックごみのうち年々容器包装類の量が増加しているが、再資源化が可能な容器包装プラスチックと資源化できないそれ以外のプラスチックが、いっしょに収集されており、クリーンセンターでの分別作業により多くの労力を要している。
- ・ 資源化できないプラスチックについては減容固化後埋立処理をしているが、最終処分量を減らすためには、これについての削減対策が必要である。

《処理施設稼働上から》

現在のクリーンセンターの焼却施設の処理能力は、1日当たり150トンであるのに対し、平成17年度の平均搬入量実績が134トンであり、数字的には現在の施設の対応能力に若干の余裕があるように思われる。

しかしながら、現在の推計では平成22年度に平均搬入量が137トンとなり、この場合、1日の処理能力を超過する日が年間に106日発生し、以後搬入量が増加するにつれ、この日数が増加することが見込まれることから、焼却ごみの減量対策を講じる必要がある。

2. 分別見直しのねらい

現在の分別における問題点を改善するため、現行の10分別を以下の視点を基本に見直すこととした。

- ① 市民の生活様式に応じ、市民に分かりやすい名称とすること
- ② 資源化がより推進できるような分別とすること
- ③ 市のごみ処理施設・処理体系に合致し、処理の適正化と効率化を図れるようにすること

3. 市民アンケート調査の結果から

今回、市から諮問があった2件の事項を検討するにあたり、本審議会で現在の市の施策に対する評価アンケートを行ったところ、回答における主な意見は以下のとおり

であった。

※ 調査票送付世帯数=2,700 世帯 うち回答者=861 世帯

【アンケートによる結果】

- ・ 最も分かりにくい分別は、不燃物類と小型破碎ごみ類の違いである。
- ・ ごみの収集回数については、多くの区分で「今のままでよい」という意見が多い中で、プラスチックごみ類については、「少ない」と「今のままでよい」が約半々であった。
- ・ 指定袋の使用枚数では、ほとんどの世帯で全てのごみ種が現在の無料配布の範囲内で賅っている。
- ・ 指定袋の配布満足度においては、プラスチックごみ類で「少ない」が全体で約3割ある。
- ・ 指定袋の大きさについては、普通ごみ類、プラスチックごみ類では7割以上が袋を小さくすることに反対であるが、ペットボトル類だけは5割近くが袋を小さくしてもよいと感じている。
- ・ ごみ減量に効果がある施策としては、「スーパーなどでの拠点回収の拡充」「住民団体による資源回収の普及・推進」「生ごみ処理機（容器）の普及・啓発」などがあげられる。
- ・ 資源化の推進に係る協力度は、新聞・雑誌・広告紙については、7割以上が協力できるとあり、また段ボール、白色トレイ、プラスチック製容器類、牛乳パックについても協力できるという意見が多かった。
- ・ プラスチックごみ類の分別範囲の見直しについては、経費節減や資源化が推進できるのであれば協力できるという意見が最も多かった。

これらの意見から、ごみの分別に関しては、分かりやすい区分、名称に見直す必要性があること、および条件を整えばプラスチックごみ類の中間処理を見直すことについても支障ないと判断されることが分かった。

4. ごみの組成分析から

新たなごみの分別区分を検討するにあたり、現在の分別で排出されたごみの組成を調査した。

調査を行った家庭系ごみの区分は以下のとおりである。

普通ごみ類、不燃物類、小型破碎ごみ類

【組成調査による主な特徴】

《主な組成物の比率》

- ・ 家庭系普通ごみ類で主なもの

重量比＝紙類 45.08%、厨芥類 30.02%

容積比＝紙類 48.83%、プラスチック類・ゴム・皮革 33.66%

混入プラスチック類で主なものは、レジ袋、汚れたプラスチック容器など

- ・ 家庭系不燃物類で主なもの

重量比＝不燃物類 66.52%、プラスチック・ゴム・皮革類 14.95%

容積比＝プラスチック・ゴム・皮革類 49.04%、不燃物類 29.47%

- ・ 家庭系小型破碎ごみ類で主なもの

重量比＝不燃物類 72.41%、プラスチック・ゴム・皮革類 12.38%

容積比＝不燃物類 66.22%、プラスチック・ゴム・皮革類 18.42%

《ごみの分別適正度》

- ・ 家庭系普通ごみ類…91.94%（ほぼ適正）
- ・ 家庭系不燃物類…75.17%（混入物にはびん類、小型破碎ごみ類が多い）
- ・ 家庭系小型破碎ごみ類…63.81%（混入物にはプラスチックや金属類が多い）

以上の結果によれば、普通ごみ類では9割以上と概ね分別が守られているが、不燃物類と小型破碎ごみ類については、やや混入物が多く、市民には分別基準が分かりにくいと思われる。

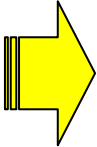
普通ごみ類には、4割を超える紙類が含まれているが、この中には資源となる新聞、雑誌、段ボール等も含まれており、これらを別途回収することで資源化率を高めることができると思われる。

また、普通ごみにおける混入物の主なものは、プラスチック類であることがうかがわれる。

5. 新しいごみ分別

現在の問題点を改善するため、ごみの区分名を市民の生活実態に応じた分かりやすいものとし、市の処理施設を円滑に機能させ、ごみ減量と資源化が推進されることを勘案しながら、現在の10分別を次の11分別に見直すものとする。

新しいごみの分別区分は、以下のとおりとする。

| 現在の区分 | | 新しい区分 | 主な変更内容 |
|-----------------------------|---|--------------|---|
| ①普通ごみ類 ※古紙類を新たに設ける |  | ①焼却ごみ類 | 現在のプラスチック類の内、プラスチック製容器類を除くプラスチック製品（CD、ビデオテープ、ポリバケツ） 現在の不燃物類のうちのゴム製品（長靴、ゴムホース使い捨てカイロ） |
| | | ②古紙類 | 新聞（チラシを含む）、雑誌・書籍・パンフレット・包装紙・食品の外箱、ダンボール、飲料用パック |
| ②プラスチック類 ※プラスチック製容器以外は焼却 | | ③プラスチック製容器類 | プラスチック製容器（ポリ袋、ポリ容器、シャンプー容器、レジ袋、発泡スチロール、トレイ、卵パック等） ※洗っても汚れが取れないマヨネーズ容器などは焼却ごみ類で |
| ③金属類 | | ④空き缶類 | 現在の金属類の内、スチール・アルミ缶、クッキー等御菓子の缶、缶詰の缶、一斗缶、スプレー缶などの缶類 |
| ④びん類 | | ⑤飲・食料用ガラスびん類 | 飲食用、食料用のガラスびん、ドリンク剤のびん、飲み薬のびん（名称変更） |
| ⑤小型破碎ごみ類 | | ⑥破碎ごみ類 | 現在の金属類の内、はさみ、包丁、なべ、フライパン、アルミホイル、金属製ハンガー、トタン、傘の骨等 現在の不燃物類の内、ホーロー鍋、電気コード、使い捨てライターなど |
| ⑥不燃物類 ※ゴム製品は焼却 | | ⑦陶器・ガラス類 | 現在の不燃物類の内、化粧品・薬品の空きびん（飲み薬以外の薬品）、ガラス食器類、板ガラス、陶磁器類（食器、植木鉢など）、鏡、味付け海苔のびん、割れたガラスびん、電球 |
| ⑦ペットボトル類 | 変更なし | ⑧ペットボトル類 | |
| ⑧粗大ごみ | | ⑨粗大ごみ | |
| ⑨乾電池 | | ⑩乾電池 | |
| ⑩蛍光管 | | ⑪蛍光管 | |

【主な変更点および変更にあたっての考え方】

- ・ 普通ごみ類を「焼却ごみ類」と、「古紙類」の二つに分ける。
「古紙類」は、新聞・チラシ、雑誌、段ボール、飲料用パック等とし、資源化を図るものとする。
- ・ プラスチックごみ類は、再資源化が可能であり容器包装の識別マーク（※1）のついた容器包装プラスチック類とそれ以外のプラスチック類に分離し、容器包装プラスチック類は「プラスチック製容器類」として分別し、それ以外のプラスチック類は、「焼却ごみ類」に含めることが望ましい。
- ・ 金属類は、クリーンセンターでの処理の効率化を図るため、「空き缶類」とそれ以外の金属に分ける。
- ・ 小型破碎ごみ類と不燃物類については、名称と分別基準を分かりやすくするため、「破碎ごみ類」と「陶器・ガラス類」に名称を変更する。なお、空き缶類以外の金属は「破碎ごみ類」に含め、ゴム類をはじめ現在の不燃物のうち焼却できるものは、支障がない限り「焼却ごみ類」に含めることが妥当である。
- ・ 「ペットボトル類」「粗大ごみ」、「乾電池」、「蛍光管」の区分は同じとし、びん類は、市民に分かりやすい「飲・食料用ガラスびん類」に名称を変更することが望ましい。

※1 プラスチック容器の識別マーク



Ⅲ ごみ処理費の住民負担のあり方について

1. 現在のごみ袋配布方法

市では、現在「普通ごみ類」(40リットル)、「プラスチックごみ類」(60リットル)、「ペットボトル類」(60リットル)の3種類について、指定袋制を導入している。

無料で配布している枚数は、1世帯当たり1年間に普通ごみ類104枚、プラスチックごみ類30枚、ペットボトル類12枚で、これらは年2回に分け、町内会を通じて配布されている。

この枚数は、各収集日に1回使えば1年間対応できるものである。

また、これらを超えた分については、市民センターや市内のスーパーマーケットなどにおいて5枚1組550円で販売している。(この制度を「超過従量制」という。)

ごみ種ごとの減量を目指し、余った袋を別のごみ種の袋に交換することはしていない。

2. 現在の制度における問題点

① ごみ減量化について

国および県は、平成9年度のごみ量をもとに平成22年度の排出抑制の目標および資源化・埋立減量の目標を掲げているが、本市で現在の施策を続けるかぎりには、この目標を達成することは困難である。

(国および県の目標については、第6回審議会資料2の「表-2 国・県の排出抑制の目標および資源化・埋立減量の目標」参照)

② 不公平感について

一定量ごみ袋を無料配布する現制度では、ごみ減量に取り組んでいる世帯とそうでない世帯とでごみ処理費用の負担に差がつかず、ごみの減量に取り組んでいる世帯には、取り組んでいない世帯が出すごみの処理費の一部まで負担させられているという思いが強い。

また、世帯の人数や生活様式等の違いでごみ袋の過不足が生じるにもかかわらず、配布枚数が一律という現制度には不公平感が残る。

③ 指定袋のコストについて

平成17年度の指定ごみ袋の製作、配布にかかる費用としては、製造費約4,480万円、町内会配布手数料237万円、店舗販売手数料59万円、合計4,776万円を要しており、有料での販売代金2,190万円を差し引いても、2,586万円を要している。

原油価格の高騰で平成18年度の製造費は5,780万円で、無料配布はその分市財政を圧迫している。

④ 市民意識、ごみ減量のインセンティブについて

ごみ袋の販売枚数は、無料配布を含めたごみ袋全体の約3%しかなく、ほとんどが無料配布枚数内でごみの排出ができています。現状では、ごみ減量のインセンティブは働きにくく安易にごみを出す傾向があります。

これらの問題点を改善するため、現在のごみ袋無料配布制度、販売金額等を見直し、ごみの排出抑制、減量およびリサイクルがさらに推進できる住民負担のあり方を検討する必要があると考えました。

3. 手数料の課金方法（負担方式）について

今回検討する、ごみ処理経費の住民負担のあり方で、住民が負担するごみ処理手数料の課金媒体は、指定のごみ袋、シール、ポリ容器などの特定容器の3種類に大別されるが、ポリ容器は特に生ごみを分別収集している自治体が採用している方式であることからこれを除外し、今回指定袋とシールの2つの方式について検討した。

（媒体2方式の概要は、第6回審議会資料 「表—6 手数料媒体の概要」参照）

また、課金方法としては、ごみ袋1枚またはシール1枚ごとに単純に課金する仕組み（従量制）を基本として、1枚目から課金する「単純従量制（または均一従量制）」、1枚目から課金し一定枚数を超えた段階で手数料を引き上げる「累進従量制」、一定枚数を無料で配布し、これを超えた段階で初めて課金する「超過従量制」の3つについて検討した。

（課金3方式の概要は、第6回審議会資料 「表—7 課金方法の概要」参照）

なお、検討にあたっては、高山市、佐世保市の事例を参考にした。

① 課金媒体（指定袋方式とシール方式）について

指定袋方式は、シールより作成コストが高くつくが、ごみの判別が容易で収集しやすく、市民の分別意識が喚起できる。

これに対しシール方式では、シールの作成費がごみ袋よりも安く、市にとっては経費的に有利である。また、シールは袋より軽くて小さく、市民にとっては取り扱い易く、保管の面でも有利である。

しかしながら、ごみの収集時においては、シール貼付の確認に手間を要し、収集の作業効率が落ちるうえ、指定袋に比べて不適正な排出が増える可能性があり、あわせて推奨袋（※2）を導入する場合、袋の製作販売を市場にまかせることで市の負担は軽減できるが、排出段階で規格外の袋を使用される可能性がある。

これらを総合的に見ると、指定袋方式とシール方式のどちらが有利であるかは、一概には結論づけにくい。

※2 推奨袋…市販の袋の中から、容量、強度、透明度など市が定める一定の

基準を満たし、ごみ袋として使用可能と認めた袋。

このことから、指定ごみ袋に慣れた市民にとっては、シール方式よりも従来の指定袋方式を継承するほうが、混乱が少ないといえる。

② 課金方式について

本市の現在のごみ袋の配布方式、とりわけ無料配布分には、いくつかの問題点があることは先に述べたところである。

このことを踏まえたうえで、現行制度においてごみ減量のインセンティブを働かせるため「無料配布枚数を2分の1に減らした場合」、「世帯人数に応じて配布した場合」について検討したところ、その結果は以下のとおりであった。

- ・ 無料配布枚数を2分の1に減らした場合
ごみ袋に要する経費をいくらか捻出できるメリットとともに、現在以上の減量へのインセンティブは働くが、世帯人数を考慮しない限り不公平感が残る。
これらの点は、累進従量制も同様と考えられる。
- ・ 世帯人数に応じて配布した場合
人数に応じた配布であるから、市民にとっては一定枚数配布よりも不公平感は少なくなる。
市が配布枚数を絞り込むことで市民の減量化へのインセンティブを強く働かせることができるが、最も効果的にインセンティブが働き、かつ不公平感も少なくなる配布枚数の設定が難しい。
また、実施する場合、一定枚数配布に比べ配布の手間やコストがより多くかかることから、容積や重量の関係で作業量の多い指定袋方式よりもシール方式のほうが有利である。

また、2005年2月に東洋大学山谷修作教授が行った全国家庭ごみ有料化調査によれば、全国で「単純従量制」を採用している自治体は、調査を行った270団体中、228団体、累進従量制を採用している自治体は7団体、超過重量制を採用している自治体は35団体ある。これらを総合的に勘案すると、それぞれの家庭において、ごみ減量のインセンティブを効果的に働かせるには、処理費用の一部をごみの排出量に応じて負担する形態の「単純従量制」が最も望ましいと考える。

4. 有料化するごみの種類について

有料化にあたっては、リサイクルを推進するため、いわゆる資源ごみは無料とし、それ以外のごみを有料とすることを基本に、本市では、新分別実施後においては以下のとおりとすることが望ましい。

- 無料とすごみ
「古紙類」「ペットボトル類」「空き缶類」「飲・食料用ガラスびん類」「乾電池」
「蛍光管」…以上、6種類
- 有料とすごみ
「焼却ごみ類」「プラスチック製容器類」「破碎ごみ類」「陶器・ガラス類」
「粗大ごみ」…以上、5種類

以上のうち、「粗大ごみ」については、現在既に別体系で有料化が実施されており、これについては現行の制度を維持するものとする。

また、「プラスチック製容器類」については資源ごみであり、無料にしてはどうかとの意見もあったが、無料にすると本来焼却ごみ類に含まれるべきプラスチックがこへ排出され、適正な分別が確保できない点を考慮し有料とした。

5. 袋の料金水準および規格について

《料金水準》

指定袋の料金設定を検討していくうえで、次の4点について調査検討し、結果は以下のとおりとなった。

① ごみ処理費用のうちの一定割合

有料化を実施している多くの市町村では、ごみ処理費用の4分の1から3分の1程度を手数料単価としており、今回の検討にあってもこの程度の負担を視野に入れながら検討を行った。

本市の場合、平成17年度のごみ処理費用から試算すると、価格は、1袋（容量45リットル）あたり36円から48円程度となる。

【本市のごみ処理費用について】

本市の平成17年度のごみ処理の全体約費用は、約13億1,800万円であるが、このうち粗大ごみを除く費用は約12億6,000万円で、内訳は、収集運搬費が4億1,000万円、クリーンセンターと最終処分場での処理にかかる経費が4億円、施設の維持管理費が3億2,000万円、人件費を含むそれ以外の費用が1億3,000万円となっている。

また、ごみ1キログラム当りの処理費は32.3円、ごみ袋1袋（45リットル）当たりでは145円となっている。

（処理費用については、第8回審議会資料「表1 単位当りごみ処理費用」参照）

② 周辺市との料金の整合および先進自治体の例

周辺市における料金を考慮することは、ごみの越境移動を防止するために必要で

あるが、現在、大津市、守山市、栗東市ともに現行の料金制度について見直しの作業中であり、価格は新しい料金と比較し設定する必要がある。

また、先の全国家庭ごみ有料化調査で全国の単純従量制を採用している自治体の可燃ごみ大袋1枚あたりの単価は、45リットルあたりの金額に換算すると、228団体中、最も多かったのが40円台の52団体、2番目が30円台の44団体、3番目が50円台の32団体であった。

さらに、228団体の中から人口10万人以上である37団体を抽出すると、最も多かったのが30円台と50円台に各6団体、次に40円台と90円台に各5団体であった。

③ ごみ減量効果

一般的には、手数料が高いほうが比較のごみ減量の効果が高いとされているが、福岡市が行った調査の資料では、1袋あたりの単価は50円以上のほうが50円未満の場合より減量の効果が期待できるが、必ずしも手数料が高いほど効果が期待できるものでないとされる。

また、有料化を実施した年はごみが減るものの、2年目以降でリバウンドによるごみの増加がみられることから、その対策が必要とされる。

④ 市民の負担限度

ごみ袋の有料化を実施している自治体では、市民意識調査などにより標準世帯で1ヶ月に負担を我慢できる額が、月額500円までと考えているところが多く、平成18年度有料化を実施した京都市でも、市民の分別行動が効果的に行われるのは、月額500円が上限であると考えられている。

本市で1世帯1ヶ月の負担額を500円とし、ごみ袋の価格を、今回新たな分別で有料化する「焼却ごみ類」「プラスチック製容器類」「破碎ごみ類」「陶器・ガラス類」の4種類で試算すると、1枚あたり35円から40円の間が限度となり、あわせて「古紙類」「ペットボトル類」「空き缶類」「飲食料用ガラスびん類」の資源ごみを先の一般ごみの2分の1の価格で有料化することを前提に試算すると、一般ごみ30円と資源ごみ15円の組み合わせが限度となる。

また、一般ごみ4種類について、区分ごとに1世帯あたりの1回平均排出量を算定し、1ヶ月500円を目処に1リットル当たりの限度額を算定すると1.1円が限度となり、これを45リットルに換算すると1枚あたりの価格は50円となる。

(以上、第8回審議会資料「表3 4人世帯の1ヶ月の負担額(1袋=45L)」、
「表4 資源ごみを1/2の費用で有料化した場合の1ヶ月の負担額」および
「表5 1袋の容量を平均は排出率にした場合のL単価別の1ヶ月の負担額」
参照)

《袋の規格》

⑤ 他市の状況

最も代表的である可燃ごみにおける袋の種類は、3種類と4種類が多く、容量的には10リットル、20リットル、30リットル、40リットルおよび45リットルのものが多い。

また、不燃ごみについては、可燃ごみよりも種類が少なく、容量も比較的小さい。

⑥ ごみの組成調査から

本市の普通ごみ類（可燃ごみ）1袋当たりの排出容量は、市内全域の平均で37.9リットルとなっており、45から50リットルまでと30から35リットルまでの分布がやや多い。

⑦ 平均排出量から

世帯人員別の排出量から袋の大きさを考えると、「焼却ごみ類」および「プラスチック製容器類」においては、単身世帯で15リットル、3人世帯で45リットル、4人世帯では45リットルと15リットルで排出可能なことから、これらについては45リットルと15リットルの2種類が必要である。

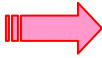
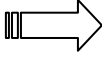
「破碎ごみ類」と「陶器・ガラス類」については、容量的にはいずれも15リットルだけで対応可能ではあるが、現在小型破碎ごみに分別されているものには15リットルの袋に入らないものがあり、対策として大袋を作るなどの措置を検討する必要がある。

（世帯人員別の排出量については、第6回審議会資料「表7 世帯人数別の1回のごみ排出容量」参照）

以上、袋の料金水準および袋の規格等についての検討結果を総合的に勘案し、単純従量制を導入するなかでの指定袋の価格については1袋45リットル当たり50円とし、容量は45リットルと15リットルのものを作成することが適当であるとする。

また、袋の単価は、いずれのごみ種にあっても同一の単価とする。

新しいごみ袋の種類、大きさ、販売単価等は、以下のとおりとする。

| 現在の制度（超過従量制） | | | 見直す制度（単純従量制） | | | | |
|--------------|-------------|--------|---|---|-----------------|-----|--|
| 種類 | 容量 | 価格（1枚） | 種類 | 容量 | 価格（1枚） | | |
| 普通ごみ類 | 40 L | 110円 |  | 焼却ごみ類 | 45 L | 50円 | |
| | 年間104枚までは無料 | | | | 15 L | 17円 | |
| プラスチック類 | 60 L | 110円 | | プラスチック製 容器類 | 45 L | 50円 | |
| | 年間30枚までは無料 | | | | 15 L | 17円 | |
| 小型破砕ごみ類 | 無料 | | | 破砕ごみ類 | 45 L | 50円 | |
| 不燃物類 | 無料 | | | | 15 L | 17円 | |
| 金属類 | 無料 | | | 陶器・ガラス類 | 15 L | 17円 | |
| びん類 | 無料 | | |  | 空き缶類 | 無料 | |
| | 無料 | | | | 飲・食料用ガラス びん類 | 無料 | |
| ペットボトル類 | 60 L | 110円 | | | ペットボトル類 | 無料 | |
| | 年間12枚までは無料 | | | | | | |
| 粗大ごみ | 800円～2,900円 | | } 変更なし | | | | |
| 乾電池 | 無料 | | | | | | |
| 蛍光管 | 無料 | | | | | | |

6. 有料化（単純従量制）による効果

ごみ袋を1枚目から有料化することによって、次のような効果が期待できる。

① ごみの発生抑制、排出抑制およびリサイクルの推進

消費者自身が、有料化によって、従来の購買、消費行動を改め、ごみの発生を抑制する意識が高まるとともに、無料の店頭回収や古紙回収などの方向に排出行動が進み、市へのごみ排出が抑制され、その結果、ごみの資源化への取り組み意識が高まり、リサイクルが推進される。

② ごみの排出量に応じた負担の公平化と市民の意識改革

各家庭のごみの排出量に応じた負担を導入することにより、市民はごみ処理に支払う額を自らコントロールでき、ごみ処理費の負担の公平性が図れる。

また、同時に市民のごみにかかわる諸問題への関心や資源循環型社会における取り組みへの意識が高まる。

③ 市の財政負担の軽減

年々費用が増大傾向にある市のごみ処理費の一部を負担いただくことにより、市の財政負担の軽減が図れる。

7. 社会的配慮による無料配布措置

単純従量制による有料化は1枚目から手数料が課せられるため、社会的弱者をはじめ特に配慮を要するものについて無料配布を実施している市町村があり、本市にあってもその必要性や対象とすべき範囲、あわせて専用袋の採用などの実施手法等について検討すべきである。

《検討を要する例》

- ・ 紙おむつを使用している乳幼児、高齢者、障がい者、病人のいる世帯
- ・ 自治会、その他団体、個人が行う公共施設のボランティア清掃
- ・ 生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・ 自宅の庭の落ち葉・草・花・剪定枝（特に緑化推進の面から）
- ・ 火災や風水害の罹災者

8. 財源の有効活用

ごみ袋の販売代金は、従来は一般財源とする市町村が多かったが、近年では、特定財源や基金の財源とするところも出てきており、有料化の必要性を市民に説明をしていくうえでは、ごみの収集および処理にかかる経費のほか、現在の施策であれば家庭用生ごみ処理容器の購入補助や資源回収活動補助金など、ごみ減量やリサイクルの推進をはじめとする廃棄物対策事業の特定財源とするほうが望ましい。

9. その他

- ① ごみの減量化を進めるについては、ごみ処理費の有料化だけに頼ることなく、あわせて家庭用生ごみ処理容器の普及や地域団体が行う資源回収活動補助など、ごみの排出抑制への取り組みを支援していく必要がある。
- ② 今回有料化を推進しようとする家庭系ごみの処理料金との均衡を図るべく、事業系の処理料金についても見直しを行うべきである。
- ③ 焼却ごみについては、焼却施設を円滑に機能させるため、一層のごみの減量策と、あわせてごみの収集区域を見直すなど、1日当たり搬入量の均一化を図る対策を検討していく必要がある。
- ④ プラスチック製容器類については今後も増加が見込まれるため、収集日を現在の月2、3回から週1回に増やすことが望ましい。
- ⑤ 市は、今回のごみの分別ならびに処理経費にかかる住民負担についての変更を行うにあたり、ごみ処理の収支とともに、ごみの減量およびリサイクルの推進にかかる情報を広く市民に提供していく必要がある。

資 料 編

(第2回審議会資料)

表-3 国・県の排出抑制の目標及び資源化・埋立減量の目標

| | 国 | 滋賀県 |
|------|--|--|
| 排出抑制 | 一般廃棄物の排出量を約5%削減 ●基準年：平成9年度 ●目標年：平成22年度 | ●平成17年度：29万t (29.3%) ●平成22年度：21万t (48.8%) ※()は対平成9年度削減率 |
| 資源化 | 再生利用量を約11%から約24%に増加 ●基準年：平成9年度 ●目標年：平成22年度 | ●平成17年度：21% ●平成22年度：26% |
| 埋立減量 | 最終処分する埋立量をおおむね半分に削減 ●基準年：平成9年度 ●目標年：平成22年度 | ●平成17年度：7万t (30.0%) ●平成22年度：5万t (50.0%) ※()は対平成9年度削減率 |

(第2回審議会資料)

表-4 本市のごみ排出量・資源化量・埋立処分量推計結果

| 項目 | 単位 | 平成9年度 | 平成17年度 | 平成22年度 |
|--------------------|-----|------------------|-------------------|-------------------|
| 人口 | 人 | 108,526 | 115,441 | 116,182 |
| ごみ発生量 | t/年 | 36,171 | 42,451 | 43,658 |
| ごみ排出量 (対H9年削減率) | t/年 | 33,594 (-) | 39,378 (17.2%) | 40,471 (20.5%) |
| 資源化量 (資源化率) | t/年 | 4,599 (12.7%) | 6,158 (14.5%) | 6,408 (14.7%) |
| 埋立処分量 (対H9年削減率) | t/年 | 5,801 (-) | 6,632 (14.3%) | 7,009 (20.8%) |

(第6回審議会資料)

表-2 国・県の排出抑制の目標及び資源化・埋立減量の目標

| | 国 | 滋賀県 |
|------|---|--|
| 排出抑制 | 基準年：平成 9 年度 目標年：平成 22 年度 ●一般廃棄物の排出量を約 5%削減 ●再生利用量を約 11%から約 24%へ ●最終処分量を概ね半分 | 基準年：平成 9 年度 目標年：平成 22 年度 ●1人1日あたりのごみの排出量を 900g とする。 ●リサイクル率 13%から 26%へ ●最終処分量を概ね半分 |

(第6回審議会資料)

表-6 手数料媒体の概要

| 項目 | 指定袋 | シール |
|-----------|--|--|
| 取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ袋は一般的であり、取り扱いは容易である。 ・ まとまると重くなるため、取り扱いにくくなる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小さいため取扱いは容易である。まとまっても取り扱いやすい。 ・ 紛失する可能性があることから、注意が必要となる。 |
| 期待できる減量効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴみ量を減らせば使用する指定袋も減らせるため、ある程度のごみ減量インセンティブが働く。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴみ量を減らせば貼付するシールの枚数も減らせるため、ある程度のごみ減量インセンティブが働く。 |
| 他の要素への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料化の仕組みを決定する他の要素を大きく制約する点はない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ シールを貼付するゴミ袋の大きさごとに手数料金額を変える場合には、貼り付けるシールも変える必要がある。この場合、収集する際に容易に確認できるよう、仕組みを工夫しなければならない。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ レジ袋の取り扱いを検討する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ レジ袋などの利用が可能である。 |

(出典) 財団法人東京市町村自治会編「家庭ごみ有料化導入ガイド」日報出版

表-7 課金方法の概要

| 項目 | 均一従量制 | 累進従量制 | 一定量以下無料制 |
|--------------|--|---|---|
| 課金システム | 使用する指定袋等の枚数に応じて、1枚目から手数料がかかるシステム。支払う手数料額は、袋枚数×料金単価で計算できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 使用する指定袋の1枚目から課金が始まり、一定枚数を超えた段階で手数料単価(1枚あたりの単価)が引き上げられるシステム。 住民は一定枚数以内の袋原価程度の額を負担し、それを超えた場合には、手数料を上乗せした別仕様の指定袋を購入することになる。 | <ul style="list-style-type: none"> 特定の期間に使える指定袋等を一定枚数無料で配布し、一定枚数を超えた段階で初めて課金が始まるシステム。 一定枚数分は、市町村が指定袋原価を負担し、一定枚数以上について「均一従量制」を適用するものである。 |
| 負担の公平性 | ごみ排出量が増えれば増えるほど負担が増す仕組みであるため、不公平感は是正される。 | 一定枚数までは、均一従量制と同様のシステムであるため基本的に不公平感はないが、一定量以上ではより多くの負担を求めるシステムであるためにこうした市民からの反発がでる可能性がある。 | 一定枚数無料で配布するため、住民に負担がかからないことから基本的には不公平感はないが、無料で配布する指定袋等の配布方法によっては不公平が生じる。また、これを超えた場合に排出者が反発する可能性がある。 |
| 減量効果とインセンティブ | ごみ袋1枚目から課金されるため、ごみの排出量の多少に関係なく減量効果が得られ、また減量を進めるインセンティブが働く。 | 一定枚数という基準値を設けることで、政策的にごみ排出量を一定量以下に抑えることに誘導することができる。減量に対するより強いインセンティブが働く。 | <ul style="list-style-type: none"> 一定枚数という基準値を設けることで、政策的にごみ排出量を一定量以下に抑えることに誘導することができる。 基準値以下では負担は生じないため、減量に対するインセンティブが働かなくなる。 |

| 項目 | 均一従量制 | 累進従量制 | 一定量以下無料制 |
|------------|---|--|---|
| 仕組みのわかりやすさ | 非常に簡素でわかりやすい仕組みである。 | <ul style="list-style-type: none"> 市民が購入する指定袋が基準値の上下いずれの分なのかを区分する仕組みが必要になる。 基準値の上下で手数料徴収方法を変える場合には仕組みが複雑になる。 | 一定枚数は事前に配布され、一定枚数を越えた分は小売店で販売されるなど、二重の仕組みが必要となってくる。 |
| 行政の事務負担 | 基本的には大きな事務負担は発生しない。 | 仕組みが複雑になるほど事務負担は増加する。 | 指定袋の配布にかかる事務が発生する。期間の区切り前に指定袋の配布を完了する必要があることから、配布事務が一定時期に集中することになる。また、仕組みが複雑になるほど事務負担が増加する。 |
| 行政の費用負担 | 基本的に行政として大きな費用負担は発生せず、手数料の設定次第で比較的安定した収入が確保できる。 | 課金方式が二段階となっていることから、課金のシステムを複雑にすると、行政としての事務負担が増えるデメリットの可能性はあるが、均一従量制と同様に比較的安定した収入が確保できるというメリットもある。 | 一定枚数以下の指定袋等の料金や配布等の事務負担が行政にかかるため費用負担が増える上、一定枚数以下は無料であるため、手数料収入は、限られ、かつ予測が困難である。 |

出典1:「家庭ごみ有料化導入ガイド」; (財)東京市町村自治調査会

出典2:天理市ごみ有料化等検討委員

(第8回審議会資料)

表1 単位当りごみ処理費用

| 項目 | 処理費 |
|-----------|----------------|
| 収集運搬費 | 406,904,409円 |
| 処理費 | 400,496,604円 |
| 施設維持管理費 | 316,415,392円 |
| その他 | 135,987,883円 |
| 計 | 1,259,804,288円 |
| ごみ量 | 39,060.80 t |
| 1kg当りの処理費 | 32.3円/kg |

(第8回審議会資料)

表3 4人世帯の1ヶ月の負担額(1袋=45L)

| ごみ区分 | 10円 | 20円 | 30円 | 35円 | 40円 | 45円 | 50円 | 60円 | 70円 | 80円 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 焼却ごみ類 | 86 | 172 | 258 | 301 | 344 | 387 | 430 | 516 | 602 | 688 |
| プラスチック製容器類 | 43 | 86 | 129 | 151 | 172 | 194 | 215 | 258 | 301 | 344 |
| 破碎ごみ類 | 3 | 5 | 8 | 9 | 10 | 12 | 13 | 15 | 18 | 20 |
| 陶器・ガラス類 | 3 | 5 | 8 | 9 | 10 | 12 | 13 | 15 | 18 | 20 |
| 計 | 135 | 268 | 403 | 470 | 536 | 605 | 671 | 804 | 939 | 1072 |

* 焼却ごみは、単価×104回÷12月÷単価×8.6

プラスチック製容器類は、単価×52回÷12月÷単価×4.3

破碎ごみ類と陶器・ガラス類については、袋の大きさが1/2で2回に1袋出すと
仮定し、単価×1/2×1/2で試算。

(第8回審議会資料)

表4 資源ごみを1/2の費用で有料化した場合の1ヶ月の負担額

| | 5円 | 10円 | 15円 | 17円 | 20円 | 22円 | 25円 | 30円 | 35円 | 40円 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 古紙類 | 5 | 10 | 15 | 17 | 20 | 22 | 25 | 30 | 35 | 40 |
| ペットボトル類 | 5 | 10 | 15 | 17 | 20 | 22 | 25 | 30 | 35 | 40 |
| 空き缶類 | 5 | 10 | 15 | 17 | 20 | 22 | 25 | 30 | 35 | 40 |
| 飲食料用ガラスびん類 | 5 | 10 | 15 | 17 | 20 | 22 | 25 | 30 | 35 | 40 |
| 資源ごみの合計 | 20 | 40 | 60 | 68 | 80 | 88 | 100 | 120 | 140 | 160 |
| ごみの合計 | 161 | 321 | 480 | 560 | 641 | 719 | 801 | 960 | 1121 | 1281 |

(第8回審議会資料)

表5 1袋の容量を平均排出量にした場合のL単価別の1ヶ月の負担額

| ごみ区分 | 容量 | 0.7円 | 0.8円 | 0.9円 | 1円 | 1.1円 | 1.5円 | 2円 |
|------------|-------|------|------|------|-----|------|------|-----|
| 焼却ごみ | 34.2L | 206 | 235 | 265 | 294 | 324 | 441 | 588 |
| プラスチック製容器類 | 37.1L | 112 | 128 | 144 | 160 | 175 | 239 | 319 |
| 破碎ごみ類 | 6.6L | 5 | 5 | 6 | 7 | 7 | 10 | 13 |
| 陶器・ガラス類 | 2.9L | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 6 |
| | 合計 | 325 | 370 | 418 | 464 | 509 | 694 | 926 |

*焼却ごみ：15,908t÷104回÷44,769世帯×1,000kg÷0.1=34.2L

プラスチック類：1,728t÷52回÷44,769世帯×1,000kg÷0.02=37.1L

破碎ごみ類：535t÷12回÷44,769世帯×1,000kg÷0.15=6.6L

陶器・ガラス370t÷12回÷44,769世帯×1,000kg÷0.24=2.9L

44,769世帯、平均世帯人数2.58人、人口115,431人（H17.10.1現在の台帳人口より）

(第8回審議会資料)

表7 世帯人数別の1回のごみ排出容量

| | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 4人世帯 |
|--------|-------|--------|-------|-------|
| 焼却ごみ | 13.3L | 26.60L | 39.9L | 53.2L |
| プラスチック | 14.4L | 28.8L | 43.2L | 57.6L |
| 破碎ごみ | 2.6L | 5.2L | 7.8L | 10.4L |
| 陶器・ガラス | 1.1L | 2.2L | 3.3L | 4.4L |